

7-9 つくば市産業振興センター運営業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 業務及びプロポーザルの目的

つくば市では「つくば市産業振興センター（以下「センター」という。）」について、2019 年 9 月に新たにセンターの 1 階にコワーキングスペース、交流スペース及びセミナールーム等を設置したスタートアップ推進施設としてリニューアルオープンした。

本業務は、センターを研究機関が集積するつくば市の強みを活かしたスタートアップの創出・成長や、スタートアップに関係する人々の活動・交流を促進する拠点とするために、施設運営やセミナー・イベントの開催等の運営業務を委託するものである。

本業務の実施に当たっては、つくば市内のスタートアップを取り巻く情勢や課題を的確に把握・理解することに加え、起業に関する専門知識、ベンチャーキャピタル・投資ファンドの動向、国内外の科学技術・イノベーションの情勢等に関する深い知見や類似業務を履行した実績が求められる。併せて、市内の大学・研究機関・金融機関等との連携を積極的に推進することも求められるため、公募型プロポーザル方式により業務の受託者を募集するものである。

2 業務概要

- (1) 委託業務名 7-9 つくば市産業振興センター運営業務委託
- (2) 業務内容 別紙「7-9 つくば市産業振興センター運営業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 令和 7 年（2025 年）4 月 1 日（火）から
令和 10 年（2028 年）3 月 31 日（水）まで
- (4) 提案限度額 138,591,000 円以内（消費税及び地方消費税込み）
※本金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案内容の規模を示すためのものである。

3 参加資格要件

この公募開始の日から契約締結までの日において、次の要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づくつくば市の入札参加の制限を受けていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団でなく、かつ、その役員が茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等でないこと。
- (4) 茨城県建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成 6 年 7 月 14 日付け監第 692 号）、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準又はつくば市入札参加指名停止等措置要綱（平成 6 年つくば市告示第 15 号）に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。ただし、申立てをしている場合であっても、更生手続開始決定後又は再生手続開始決定後につくば市が一般競争入札参加資格の再認定をしたときは、この限りでない。
- (6) 市税（実施要領で定める参加資格要件で、つくば市内に本店、支店又は営業所があることという旨の地域要件を付した場合に限る。）、本店所在地の都道府県税、所得税（個人事業主の場合に限る。）、法人税及び消費税について未納がないこと。
- (7) 次に掲げるいずれかの実績を有すること。

ア 過去 5 年間（平成 31 年（2019 年）4 月 1 日から令和 6 年（2024 年）3 月 31 日まで）に国又は法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）に規定する公共法人と元請として継続 12 か月以上の起業支援を行う施設の運営業務委託の契約を締結し、履行した実績（継続 12 か月を超える契約を締結し、現に当該契約を履行している場合にあっては、12 か月以上履行した実績）。

イ 過去 5 年間（平成 31 年（2019 年）4 月 1 日から令和 6 年（2024 年）3 月 31 日まで）に自ら起業支援を行う施設を運営した実績。

4 参加申込書の提出

(1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式第 1 号）
- イ 会社の概要（様式第 2 号）
- ウ 参加資格要件に係る申立書（様式第 3 号）
- エ 業務実施体制調書（様式第 4 号）
- オ 業務実績書（様式第 5 号）

※ 提出書類は、「**8 提出書類の記載要領**」に基づき作成すること。

(2) 提出部数 各 9 部（正本 1 部、副本 8 部）

※ 紙面で提出後、PDF データでもメールで提出すること。

(3) 提出期間

令和 6 年（2024 年）12 月 12 日（木）から

令和 7 年（2025 年）1 月 22 日（水）まで

※ 郵送の場合は令和 7 年（2025 年）1 月 22 日（水）必着とする。

持参の場合の受付時間は、閉庁日を除く月曜日から金曜日

までの 9 時から 16 時 30 分までとする。

(4) 提出先

「**15 担当部署（問合せ先）**」に提出すること。

(5) 提出方法

郵送又は持参により提出すること。

ただし、郵送の場合、提出書類の到達通知は行わないため、提出者が
必要に応じ追跡可能な郵送方法を検討すること。

5 参加資格の審査及び結果の通知

参加申込みをした者の参加資格を審査し、審査結果を申込者全員に対して、
令和 7 年 1 月 24 日（金）（予定）に参加資格審査結果通知書により通知する。
この場合において、参加資格を満たしていないと判断された者に対しては、そ
の理由を付して通知する。

6 企画提案書の提出

参加資格審査結果の通知により、参加資格を満たした者は、企画提案書を提
出することとする。

(1) 提出書類

- ア 業務実施体制調書（様式第 4 号） ※ 再提出
 - イ 業務実績書（様式第 5 号） ※ 再提出
 - ウ 企画提案書（様式第 6 号）
 - エ 企画提案内容（様式第 7 号）
 - オ 課題に対する提案と事業目標（数値）の設定（様式第 8 号）
 - カ プレゼンテーション出席者報告書（様式第 9 号）
 - キ 価格見積書（任意様式） ※ 内訳書も添付すること。
- ※ 提出書類は、「**8 提出書類の記載要領**」に基づき作成すること。

- (2) 提出部数 各 9 部（正本 1 部、副本 8 部）
※紙面で提出後、PDF データでもメールで提出すること。
- (3) 提出期間
令和 7 年（2025 年）1 月 24 日（金）から
令和 7 年（2025 年）2 月 12 日（水）まで
※ 郵送の場合は令和 7 年（2025 年）2 月 12 日（水）必着とする。
※ 持参の場合の受付時間は、閉庁日を除く月曜日から金曜日までの 9 時から 16 時 30 分までとする。
- (4) 提出先
「**15 担当部署（問合せ先）**」に提出すること。
- (5) 提出方法
郵送又は持参により提出すること。
ただし、郵送の場合、提出書類の到達通知は行わないため、提出者が必要に応じ追跡可能な郵送方法を検討すること。

7 質疑応答

- (1) 受付期間 令和 6 年（2024 年）12 月 12 日（木）9 時から
令和 7 年（2025 年）1 月 10 日（金）17 時まで
- (2) 提出方法
質問は、市ホームページの電子申請・届出サービスの入力フォーム「7-9 つくば市産業振興センター運營業務委託公募型プロポーザル質問フォーム」より提出するものとする。
- (3) 回答

質問に対する回答は、質問受付後に随時電子メールにて回答し、回答期限は令和7年（2025年）1月16日（木）までとする。

なお、令和7年（2025年）1月17日（金）に全ての質疑回答を市ホームページに掲載する。

8 提出書類の記載要領

(1) プロポーザルに係る提出書類の様式

プロポーザルに係る提出書類は、所定の様式に記入の上、提出すること。

(2) 様式の入手方法

様式第1号～様式第9号は、市ホームページに掲載する。

(3) 書類作成時の書式等

- ① 用紙サイズはA4判縦とし、横書きとすること。
- ② 文字のサイズは11ポイント以上で作成すること。
- ③ 使用する言語は日本語とし、通貨は日本円とすること。
- ④ 提出書類はすべて順に並べ、左側2か所をホチキスで綴じ、通しのページ数を付すこと。印刷の色はカラー、白黒を問わない。

(4) 様式の記入上の注意

① 会社の概要（様式第2号）

- ・ 商業・法人登記簿謄本に基づいて記載すること。
- ・ 「主たる業種」欄には、会社の主要業種を3～5業種記載すること。
- ・ 「事業内容」欄には、会社の主要事業の内容とともに、これまでに運営等に携わった代表的な施設等を記載すること。
- ・ 会社の概要や事業内容を補足する資料・パンフレット等があれば別途添付してもよい。

② 業務実施体制調書（様式第4号）

- ・ 業務実施体制調書には、本業務を担当する者全員を記入すること。
- ・ 担当する者の実務経験年数の欄には、本業務と類似した施設の運営業務に携わった経験年数を記入すること。
- ・ 担当する者の手持ち業務の欄には、本業務の参加申込書提出日現在
の手持ちの業務をすべて記入すること。
- ・ 記入欄が不足する場合には、欄を追加して記入すること。

③ 業務実績書（様式第5号）

- ・ 次に掲げるいずれかの実績で本業務の担当者が担当したものを記入すること。

ア 過去5年間（平成31年（2019年）4月1日から令和6年（2024年）3月31日まで）に国又は法人税法（昭和40年法律第34号）に規定する公共法人と元請として継続12か月以上の起業支援を行う施設の運營業務委託の契約を締結し、履行した実績（継続12か月を超える契約を締結し、現に当該契約を履行している場合にあっては、12か月以上履行した実績）。

イ 過去5年間（平成31年（2019年）4月1日から令和6年（2024年）3月31日まで）に自ら起業支援を行う施設を運営した実績。

- ・ 業務実績が5件を超える場合には、完了日が新しい順に5件記入すること。
- ・ 記入した業務に関する概要等について、必要があれば添付してもよい。

④ 企画提案内容（様式第7号）

- ・ 業務の方針、業務実施体制、開館時間、業務内容、業務において特に重視する事項及びその他業務実施上の配慮事項についてわかりやすく簡潔に記載すること。

なお、業務内容については、別紙「7－9つくば市産業振興センター運營業務委託仕様書」における以下の項目について20枚以内で記載すること。

【7－9つくば市産業振興センター運營業務委託仕様書】

5 委託業務内容

- (1) 施設運営
 - ①受付・案内業務
 - ②起業・経営支援に関する業務
 - ③情報発信業務
- (2) セミナー・イベントの実施に関する業務

※専門家相談会、セミナー・イベントの開催内容、開催回数について明記すること。

- ・ 提出者を特定することができる内容（具体的な社名等）を示してはならない。

⑤ 課題に対する提案と事業目標（数値）の設定（様式第8号）

- ・ 市が運營業務の実施に当たり検討すべき課題として捉える以下の2項目に対する提案を400字以内で作成すること。この際、提出者を特定することができる内容の記述（具体的な社名等）を記入してはならない。

【課題】

（ア） スタートアップへチャレンジする人材を育てることやチャレンジ経験のある市内外の人材を集めることは、研究・技術シーズが豊富なつくばにとって欠かせない課題である。これらの人材と研究・技術シーズを持つ人材が互いのアイデアを活かし合える環境を醸成することで、スタートアップの創出・成長が大きく期待できる。そのような「人材育成」面でセンターをどのように活用していくか。

（イ） 学術研究が強いつくば市にとっては、スタートアップの成長には産業系の国内外の支援機関との連携は欠かせない。センターがリニューアルオープンしてから、その運営においてこれまでも国内の他機関との連携は実施しており、つくば市としても産官学機関やグローバル企業や海外の支援機関と連携を開始し、いわゆるエコシステムづくりを進めている。スタートアップの成長支援という面において、センターがエコシステムの中心になるためにはどのような活動が必要か。

- ・ 本事業において想定する「事業目標（数値）」を記入すること。

⑥ プレゼンテーション出席者報告書（様式第9号）

- ・ プレゼンテーションの出席予定者を記載すること。
- ・ 出席者は3名以内とし、本業務を担当する統括責任者1名及び担当者1名は必ず出席すること。

⑦ 価格見積書（任意様式）

- ・ 消費税及び地方消費税を除いた価格並びに税込み価格で作成すること。
- ・ 可能な限り項目別に示すこと。

(5) その他の留意事項

- ① 書類提出後の提案等の修正又は変更は一切認めない。
- ② 提出された書類は、返却しない。

- ③ 企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において複製を作成することがある。
- ④ 提出された提案書等は、つくば市情報公開条例（平成 27 年つくば市条例第 27 号）の規定による請求に基づき、同条例第 5 条に規定する不開示情報を除き、第三者に開示することができるものとする。

9 企画提案に関する審査

(1) 候補者選定委員会の設置

適正な審査を実施するため、候補者選定委員会を設置し、企画提案書等の審査及び評価により本業務の履行に最も適した候補者を選定する。

(2) 1 次審査（書面審査）

参加資格を満たした者が 4 人以上となった場合、書面審査により 1 次審査を行い、2 次審査を行う 3 者を選定する。この場合、1 次審査結果を申込者全員に対して通知し、1 次審査不合格と判断された者に対してはその理由を付して通知する。

(3) 2 次審査（プレゼンテーション）

- ① プレゼンテーションは、令和 7 年(2025 年) 2 月 21 日（金）に、オンラインでの開催を予定している。詳細については、別途通知する。
- ② 出席者は、3 名以内とし、本業務を担当する統括責任者 1 名及び担当者 1 名は、必ず出席すること。
- ③ 実施時間は、1 事業者につき 25 分以内（プレゼンテーション 10 分以内、質疑応答 15 分以内）とする。
- ④ プレゼンテーションは、提出した企画提案書等を用いて行うこととし、追加提案の説明や追加資料は認めない。
- ⑤ プレゼンテーションは、非公開とする。

(4) 審査の基準

プロポーザルの審査基準の概要は1次審査、2次審査ともに次のとおりとする。

審査項目	審査の着目点	
		判断基準
提案内容 に関する項目 (40点)	業務提案内容	1 業務の理解度 2 業務方針の的確性 3 業務内容の的確性、実現性、有効性
	課題解決力	1 課題に対する提案内容の的確性、実現性、有効性 2 事業目標の的確性、実現性
運営体制 に関する項目 (35点)	運営体制	1 安定的かつ円滑な運営を行う体制の構築 2 統括責任者の実績及び業務能力 3 運営事業者の実績及び知見
提案者 に関する項目 (20点)	業務に対する 取り組み姿勢 等	1 業務に対する取組意欲 2 仕様書を上回る追加的な業務提案
見積価格 に関する項目 (5点)	コストの効率 性	1 業務内容に対する費用の効率性、的確性

(5) 審査結果による候補者の選定

「つくば市プロポーザル方式による契約の相手方の選定に関するガイドライン」に基づき、候補者を選定する。

(6) 審査結果の通知

審査結果については、審査を受けた者全てに対してプロポーザル審査結果通知書により通知する。この場合において、候補者として選定されなかった参加者に対してはその理由を付して通知するものとする。

(7) 審査結果の公表

審査結果については、「つくば市プロポーザル方式による契約の相手方の選定に関するガイドライン」に基づき公表する。

10 契約締結までのスケジュール

実施内容	実施期日
プロポーザル実施要領の公表	令和6年（2024年）12月12日（木）
参加申込書の受付	令和6年（2024年）12月12日（木） ～令和7年（2025年）1月22日（水）16時30分
質疑受付	令和6年（2024年）12月12日（木） ～令和7年（2025年）1月10日（金）17時
質疑回答	令和7年（2025年）1月17日（金）
参加資格審査結果の通知	令和7年（2025年）1月24日（金）
企画提案書の受付	令和7年（2025年）1月24日（金） ～令和7年（2025年）2月12日（水）16時30分
候補者選定委員会の開催 （プレゼンテーションの実施）	令和7年（2025年）2月21日（金）（予定）
審査結果の通知	令和7年（2025年）2月25日（火）（予定）
契約締結	令和7年（2025年）3月上旬（予定）

11 失格

次の各号いずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (3) 提出された価格見積書の見積額が提案限度額を超えている場合
- (4) 契約締結の時までに、つくば市入札参加指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けた場合
- (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項各号の規定に該当した場合

12 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類は、受託者の選定以外に使用しないものとする。
- (2) 提出書類は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (3) 書類提出後の提案等の修正又は変更は一切認めない。

- (4) 提出書類は、返却しない。
- (5) 提出された提案書等は、つくば市情報公開条例（平成 27 年つくば市条例第 27 号）の規定による請求に基づき、同条例第 5 条に規定する不開示情報を除き、第三者に開示することができるものとする。

13 契約方法

随意契約により契約を行う。交渉権第 1 位の者と随意契約に向けた候補者として交渉を行うものとし、その者と合意に至らなかった場合又はその者が失格となった場合には、交渉権第 2 位に選定された者と交渉を行う。

14 その他実施上の留意事項

- (1) 参加者が 1 者のみの場合においても、審査を行うものとする。
- (2) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 参加申込等の辞退については「**15 担当部署（問合せ先）**」の電子メールアドレス宛に辞退を表明するものとする。

15 担当部署（問合せ先）

つくば市 政策イノベーション部 科学技術戦略課 スタートアップ推進室

住所：〒305-8555

つくば市研究学園一丁目 1 番地 1 コミュニティ棟 2 階

電話：029-883-1111

電子メールアドレス：eco054@city.tsukuba.lg.jp